

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における公的研究費の運営・管理に関わる基本方針

女子栄養大学・女子大学短期大学部（以下「本学」という。）では、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の運営・管理のあり方について、以下の取り組みを実施します。

本学における公的研究費の不正使用を防止するため、今後とも適正な運営・管理の一層の充実に努めます。

1. 機関における責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」において、運営・管理に関わる者の責任体系を明確化しています。

2. 適正な運営・管理のための環境の整備

本学では、公的研究費に関する使用のルールや事務処理等についてのルールを統一し、分かりやすくまとめたガイドブックをオンライン上に置いて、明確な運用を図っています。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

公的研究費の管理・運営に関わる教職員のルールの理解の追求、及び意識の向上を図ることを目的としてコンプライアンス教育を実施するとともに不正防止計画の策定・実施により、公的研究費の適正な運営・管理に努めます。

4. 啓発活動の実施

本学では、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るために啓発活動の工夫を図りその実践に努めます。

5. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正行為の防止対策として、本学では従前より、事務担当者による検収を実施しています。特に、当該教員と事務担当者による複数チェックにより納品書と物品を確認の上、納品書に事務担当者が押印して引き渡しをしており、今後はさらに強化し、不正防止に努めます。

なお、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を定めています。

6. 情報発信の周知

公的研究費の不正使用等に関する機関の内外からの相談及び通報に対して、適切な対応ができるよう、相談・通報窓口を設置し公表しています。なお、通報等の方法や通報者の保護等についてもルールを定め、公正かつ透明性の高い運用に努めます。

7. モニタリングの在り方

本学では、公的研究費の内部監査及びモニタリングとリスクアプローチ監査を毎年実施することにより、組織的牽制機能の強化を図ります。

また、監事、監査を担当している監査法人とも連携して不正防止対策に努めます。